

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

④ 児童相談所の設置促進【拡充】

中核市及び特別区等における児童相談所の設置準備に伴い、①増加する業務に対応するための補助職員の配置（中核市・特別区等に対する補助）、②児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置（中核市・特別区等に対する補助）に要する費用の補助を行う。

また、児童相談所の設置を目指す中核市・特別区等へ職員を派遣する都道府県等に対し、代替職員の配置に要する費用の補助を創設する。

さらに、新たに児童相談所を設置する中核市・特別区が一時保護所を整備する際の補助の充実を図り、児童相談所設置を支援する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数】

【次世代育成支援対策施設整備交付金：71億円の内数】

⑤ 虐待・思春期問題情報研修センター事業

児童相談所、市町村、児童福祉施設などの虐待問題等対応機関職員の研修、児童相談所などの専門機関からの専門的な相談助言、児童福祉施設での臨床研究と連携した研究等を実施する。

また、都道府県等が実施する要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職等を対象とした義務研修の講師や企画担当者の研修について補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数】

⑥ 児童相談所全国共通ダイヤル「189」

児童相談所への通告・相談が適切に行われるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「189」について、引き続き、音声ガイダンスやコールセンターの運用を行う。

【児童相談体制整備事業：3億円】

（2）市町村の体制強化

① 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進、相談支援体制の強化

市町村が、市区町村子ども家庭総合支援拠点（以下「支援拠点」という）を運営する費用及び施設の修繕等に要する費用について補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数】

【次世代育成支援対策施設整備交付金：71億円の内数】

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

② 市町村へのスーパーバイザーの配置

市町村が児童相談所からの指導措置の委託など在宅での子どもの支援が適切に行われるよう、市町村にスーパーバイザーの配置に要する費用を補助する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数】

③ 要保護児童対策地域協議会の機能強化

要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職が義務研修を受講する間の代替職員の配置や支援内容のアドバイス等を行う虐待対応強化支援員等の配置に要する費用を補助する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数】

④ 要保護児童対策地域協議会情報共有モデル事業の実施

要保護児童対策地域協議会に登録されているすべての子ども、妊産婦に対して、セキュリティに配慮しながら関係者が常に情報を更新、検索できるシステムを構築するためのモデル事業を実施する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数】

⑤ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（内閣府予算）

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、要保護児童対策調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する。

【子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）：1,188億円の内数】

（3）適切な環境における子どもへの対応

① 一時保護所におけるきめ細かいケアの推進【拡充】

一時保護所が担う行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、実務経験者である教員OB、看護師、心理に関する専門的な知識及び技術を有する者、警察官OB、児童指導員OB及び通訳などによる一時保護対応協力員の配置に要する費用を補助する。

また、一時保護所における学習支援その他学習面全般の調整を行うことができる体制を整えた場合の補助の充実を図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数】

② 一時保護所の整備の推進【拡充】

一時保護を要する子どもの増加に対応するため、一時保護所の整備を推進する。

また、新たに児童相談所を設置する中核市・特別区が一時保護所を整備する際の補助の充実を図る。

【次世代育成支援対策施設整備交付金：71億円の内数】

③ 一時保護所における第三者評価の推進

一時保護所において、保護・支援を受ける子どもの立場に立った、質の確保・向上を図るための第三者評価を受審する一時保護所に対し、第三者評価受審費の補助を行う。

【児童入所施設措置費等：1,266億円の内数】

（4）関係機関における早期発見と適切な初期対応

○ 医療従事者に対する資質の向上

医療機関は、児童虐待を発見しやすい立場にあることから、児童虐待を早期に発見し、迅速かつ的確に対応できる体制を整えるため、医療機関従事者への研修を実施するための費用を補助する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数】

3. 被虐待児などへの支援

- 被虐待児童について、親子関係の再構築を図るための支援を強化するとともに、里親等への委託や児童養護施設等への入所措置が採られることとなった場合には、18歳（措置延長の場合は20歳）到達後や施設退所後等も含め、個々の子どもの状況に応じた支援を実施し、自立に結びつける。

(1) 親子関係再構築の支援

○ 家族再統合に向けた取組の推進

児童相談所において、地域の精神科医等の協力を得て保護者等に対するカウンセリングを実施するなど、家族再統合への取組を進める。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数】

(2) 家庭養育等の推進

① 里親支援事業の充実【拡充】

里親制度の普及啓発による新規里親のリクルート、子どもと里親とのマッチング、委託児童に係る自立支援計画の策定、委託後の相談支援等を行う里親支援事業について、「新規里親委託件数」に応じた加算を設定するとともに、親子関係再構築に向けた実親との面会交流支援を新たに加えることにより、包括的な里親支援体制の更なる充実を図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数】

② 特別養子縁組民間あっせん機関助成事業の創設【新規】

民間養子縁組あっせん機関と関係機関との連携体制を構築し、子どもとの事前のマッチングや養子縁組後の相談・援助、養親同士の交流の場の提供など、養親希望者等の負担軽減に向けたモデル的な取組を行う民間養子縁組あっせん機関に対する助成や、職員の人材育成を進めるための研修受講費用の助成を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数】

3. 被虐待児などへの支援（続き）

③ 特別養子縁組民間あっせん機関職員研修事業の創設【新規】

民間養子縁組あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養親希望者の事情を考慮し、子どもの最善の利益を見通す専門性が求められることから、民間養子縁組あっせん機関の職員等が受講する研修事業を創設する。

【特別養子縁組民間あっせん機関職員研修事業：19百万円】

④ 里親制度・特別養子縁組制度の普及促進【拡充】

里親制度の普及促進のため、様々な広告媒体を活用して広報啓発を行う里親制度等広報啓発事業について、特別養子縁組制度についての広報啓発を加えることにより、両制度の社会的認知度を高める。

⑤ 乳児院等における里親支援の取組促進【拡充】

乳児院等について、入所児童を里親に委託する際のマッチングの実施や、委託後のアフターケアの実施など、積極的な里親支援を行う体制構築のため、児童入所施設措置費等の運用改善を行う。

【児童入所施設措置費等：1,266億円の内数】

⑥ 里親に対するレスパイトケアの運用改善

経験の浅い里親等の育児不安や育児疲れ、医療的ケアの必要な子どもの看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減を図るためのレスパイトケアの利用手続きを簡素化する。

【児童入所施設措置費等：1,266億円の内数】

⑦ ファミリーホームにおける措置費の支弁方法の見直し

家庭養育を推進するため、ファミリーホームにおいて安定的な運営が図られるよう事務費の保護単価を見直す。（現行の単価に加え、新たに現員5人以下の単価を設定）

【児童入所施設措置費等：1,266億円の内数】

3. 被虐待児などへの支援（続き）

（3）施設の小規模化・多機能化等の推進

① 児童養護施設の小規模化・地域分散化等の推進【拡充】

児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化の更なる推進を図るため、小規模グループケアの設置か所数の制限（1施設当たり6か所までを上限とし、かつ、3か所以上設置する場合はファミリーホームを2か所以上設置する等の要件）を廃止するとともに、施設整備費や既存の建物の賃借料に対する助成等を行う。

【児童入所施設措置費等：1,266億円の内数】

【次世代育成支援対策施設整備交付金：71億円の内数】

② 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業の実施

児童養護施設等の家庭的養護の更なる推進等を図るため、児童養護施設の小規模化等、生活環境改善を図るための補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数】

③ 乳児院等における一時保護機能の強化【拡充】

一時保護が必要な子どもを積極的に受け入れる乳児院等に対する安定的な財政支援を図るため、児童入所施設措置費等の運用改善を行う。

【児童入所施設措置費等：1,266億円の内数】

④ 乳児院等多機能化推進事業の創設【新規】

乳児院等における保護者等への支援のさらなる取組促進を図るため、施設に育児指導を行う者を配置し、子どもの発達段階に応じた子育て方法を一緒に行いながら伝えること等により、親子関係の強化や親子関係再構築のための育児指導機能の充実を図るとともに、医療機関との連携強化を図るため、医療機関との連絡調整等を担う職員を配置することにより、継続的な服薬管理や健康管理が必要な児童等の円滑な受入を促進する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数】

（参考）【平成29年度補正予算案】

○ 児童養護施設等におけるICT化の推進

児童養護施設等の職員の業務負担軽減を図るため、タブレット端末の活用による子どもの情報の共有化やペーパーレス化、児童相談所との情報連携等、施設のICT化の推進に必要な経費を補助する。

3. 被虐待児などへの支援（続き）

（4）被虐待児などへの自立支援の充実

① 社会的養護自立支援事業等の充実【拡充】

里親や児童養護施設等の委託・入所者に対して、措置解除後、原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を行う「社会的養護自立支援事業等」の実施を促進する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数】

② 就学者自立生活援助事業の実施

大学等に就学している自立援助ホーム入居者について、20歳到達後から22歳の年度末までの間、引き続き継続して支援を行う「就学者自立生活援助事業」の実施を促進する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数】

③ 未成年後見人支援事業【拡充】

未成年後見人の確保を図るため、未成年後見人に対する報酬や損害賠償保険料の補助を実施する。

また、児童相談所長以外からの請求に基づき選任された未成年後見人であっても、児童相談所長が認める子どもに係る未成年後見人については補助対象となるよう、補助対象の拡大を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数】

④ 入所児童の予防接種費用の実費分の支弁【新規】

入所児童に対する支援の充実を図るため、入所児童に必要と認められる一定の予防接種に係る費用について、児童入所施設措置費等において実費分を支弁。

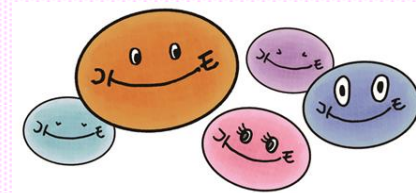
【児童入所施設措置費等：1,266億円の内数】

⑤ 児童用採暖費の対象拡大【拡充】

自立援助ホームの入居者に対する支援の充実を図るため、児童用採暖費の対象に自立援助ホームを追加する。

【児童入所施設措置費等：1,266億円の内数】

Ⅱ ひとり親家庭等の自立支援及びDV対策等の推進



「す
子寡婦
業訓練
また、
推進す
これ

「プロジェクト」を着実に実施するとともに、児童扶養手当制度の充実、母子父
学院進学のための資金の創設、親の資格取得支援を充実するための高等職
業から看護師への進学支援など、ひとり親家庭等への支援の充実を図る。
被害者等に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を

年度予算案の主な内容は以下のとおり。

(平成30年度予算案) (平成29年度予算額)
3,508億円の内数 (3,520億円の内数)

・母子家庭等対策総合支援事業	122 億円	(114 億円)
・児童扶養手当	1,711 億円	(1,784 億円)
・母子父子寡婦福祉資金貸付金	32 億円	(36 億円)
・婦人保護施設措置費	23 億円	(23 億円)
・児童虐待・DV対策等総合支援事業 (※) など (その他、他部局計上分を含む)	159 億円の内数	(154 億円の内数)

※ 「児童虐待・DV対策等総合支援事業」は、「Ⅰ「新しい社会的養育ビジョン」の実現に向けた児童虐待防止対策の推進及び社会的養育の充実」において計上した事業の再掲。

ひとり親家庭等の自立支援の推進

1. 支援につながる

(1) 自治体窓口のワンストップ化の推進

○ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の実施

ひとり親家庭の相談窓口において、母子・父子自立支援員に加えて、就業支援専門員を配置することにより、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで個々のひとり親家庭が抱える課題に対応した寄り添い型支援を行うことができる体制を整備する。

また、児童扶養手当の現況届の提出時期（毎年8月）等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を図る。

【母子家庭等対策総合支援事業：122億円の内数】

(2) 配偶者からの暴力（DV）防止など婦人保護事業の推進（後掲・17ページ参照）

- ① 婦人相談員手当の拡充【拡充】
- ② 若年被害女性等支援モデル事業（仮称）の創設【新規】
- ③ 売春防止活動・DV対策機能強化事業の充実【拡充】
- ④ 婦人保護施設等における支援の充実【拡充】

(3) その他

① 子供の貧困対策に資する調査研究等事業の推進

今後の子供の貧困対策の推進に資するよう、子供の貧困に関する調査研究等を実施する。

【保健福祉調査委託費：87百万円】

② 母子家庭等自立支援対策費

母子・父子自立支援員の全国研修会の開催等を通じて、ひとり親家庭等の自立支援を推進する。

【母子家庭等自立支援対策費：3百万円】

③ ひとり親家庭等自立促進基盤事業の実施

母子・父子福祉団体等の民間団体が全国的・広域的に行うひとり親家庭等の自立支援に資する事業への財政支援を通じ、ひとり親家庭等の自立促進に向けた基盤整備を図る。

【ひとり親家庭等自立促進基盤事業：9百万円】

2. 生活を応援

(1) 児童扶養手当の支給【拡充】

- ① 全部支給に係る所得制限限度額を収入ベースで130万円から160万円（扶養親族等の数が1人の場合）に引き上げる。
※ 2018年（平成30年）8月分から実施予定。
- ② 手当額の算定基礎となる所得額から、公共用地の取得に伴う土地代金や物件移転料等を控除する。
※ 2018年（平成30年）8月分から実施予定。

児童扶養手当の支給回数について、2019年（平成31年）11月支給（8月分～10月分）から、現行の年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）に見直すため、必要な措置を講ずる。

【児童扶養手当給付費負担金等：1,711億円】

(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金【拡充】

ひとり親家庭等の自立を促進するため、子どもの修学等に必要な資金の貸付けを行っているが、大学院への進学を希望するひとり親家庭の子どもを支援するため、新たに大学院に就学するために必要な経費の貸付けに係る資金（修学資金及び就学支度資金）を創設する。

【母子父子寡婦福祉資金貸付金：32億円】

(3) 子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）の実施

放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもたちの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを実施する。

【母子家庭等対策総合支援事業：122億円の内数】

(4) 養育費の確保等支援

① 養育費相談支援センター事業

養育費相談支援センターにおいて、養育費相談に対応する人材の養成のための研修や、養育費の取り決めや面会交流の支援に関する困難事例への対応等を行うことにより、ひとり親家庭の自立の支援を図る。

【養育費確保支援事業委託費：56百万円】

2. 生活を応援（続き）

② 母子家庭等就業・自立支援事業の推進

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供するとともに、養育費の取り決め等について相談・情報提供、面会交流の支援等を実施し、母子家庭等就業・自立支援事業を推進する。

また、弁護士による養育費相談を実施する。

【母子家庭等対策総合支援事業：122億円の内数】

(5) ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施

ひとり親家庭の親が修学や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に家事援助、未就学児の保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において支援する。

【母子家庭等対策総合支援事業：122億円の内数】

(6) 未婚のひとり親家庭の母（父）に対する寡婦（夫）控除のみなし適用【新規】

未婚のひとり親家庭の母又は父を対象に、保育料の軽減や高等職業訓練促進給付金等の支給額の算定等において、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用を実施する。

3. 学びを応援

(1) ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の推進

ひとり親家庭の親及びその子どもの学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。

【母子家庭等対策総合支援事業：122億円の内数】

(2) ひとり親家庭等の生活・学習支援の実施（親の学び直し支援）

ひとり親家庭の親を対象にして、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行う。

【母子家庭等対策総合支援事業：122億円の内数】

(1) 就職に有利な資格の取得支援

○母子家庭等自立支援給付金事業の推進

・高等職業訓練促進給付金の充実【拡充】

ひとり親家庭の親が、看護師等の資格を取得するため養成機関で修学する場合に、修学期間中の生活費負担を軽減するために高等職業訓練促進給付金を支給する。

また、高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を卒業する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修学する場合には、通算3年分の給付金を支給できるよう支援を拡大する。

【母子家庭等対策総合支援事業：122億円の内数】

・自立支援教育訓練給付金の支給

ひとり親家庭の親が、地方自治体が指定した教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給する。

【母子家庭等対策総合支援事業：122億円の内数】

(2) 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施

ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、個々のひとり親家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定する。

また、自立支援プログラムで設定した目標を達成した後も、達成後の状況を維持するとともに、更なる目標が設定できるよう、アフターケアを実施する。

【母子家庭等対策総合支援事業：122億円の内数】

（1）婦人相談員手当の拡充【拡充】

婦人相談員による相談・支援の充実を図るため、一定の研修を修了した者について勤務実態に応じた手当額となるよう、婦人相談員手当の引き上げを図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数】

（2）若年被害女性等支援モデル事業（仮称）の創設【新規】

若年被害女性等に対して、公的機関と民間の支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行うモデル事業を実施する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数】

（3）売春防止活動・DV対策機能強化学業の充実【拡充】

○婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化学業の創設

婦人相談所一時保護所において、様々な困難な課題を抱える被害者のニーズに対応した支援の充実を図るため、個々のケースに応じたきめ細かな支援を行う必要があることから、個別対応できる職員を配置し、支援体制の強化を図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数】

（4）婦人保護施設等における支援の充実【拡充】

- ・ 婦人保護施設及び婦人相談所一時保護所における同伴児童対応職員の配置を拡充することにより、同伴児童に対する支援体制の強化を図る。

※ 同伴児童対応職員の配置

（現行）最大3名まで配置可能 → 最大5名まで配置可能

- ・ 婦人保護施設において、様々な困難な課題を抱える被害者のニーズに対応した支援の充実を図るため、個々のケースに応じたきめ細かな支援を行う必要があることから、個別対応できる職員の配置に係る加算を創設する。

【婦人保護施設措置費等：23億円の内数】

子育て世代包括支援センターの全国展開（妊娠・出産包括支援事業）

平成29年度予算：37.8億円 → 平成30年度予算案：36.3億円

要 旨

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向けて設置促進を図るため、同センターを立ち上げるための準備員の雇上費や協議会の開催経費等の補助を行う。
また、同センターの拡充に伴い、「産前・産後サポート事業」や「産後ケア事業」についても、妊産婦等を支えるための総合的な支援体制の構築を図るため一体的に拡充する。

事業内容

妊娠・出産包括支援事業	実施主体：市町村(⑤は都道府県)、補助率：1/2	【29年度予算】	【30年度予算案】
①産前・産後サポート事業（子育て経験者等による相談支援等）		240か所	→ 400か所
②産後ケア事業（母子への心身のケアや育児サポート等）		240か所	→ 520か所
③妊娠・出産包括支援緊急整備事業（①及び②の修繕費）		104か所	→ 47か所
④子育て世代包括支援センター開設準備事業（立ち上げ準備経費）		150か所	→ 200か所
⑤妊娠・出産包括支援推進事業（都道府県による研修の実施等）		47都道府県	→ 47都道府県

①、②については人口規模に応じた基準額を設定

(参考)子育て世代包括支援センターの運営費について

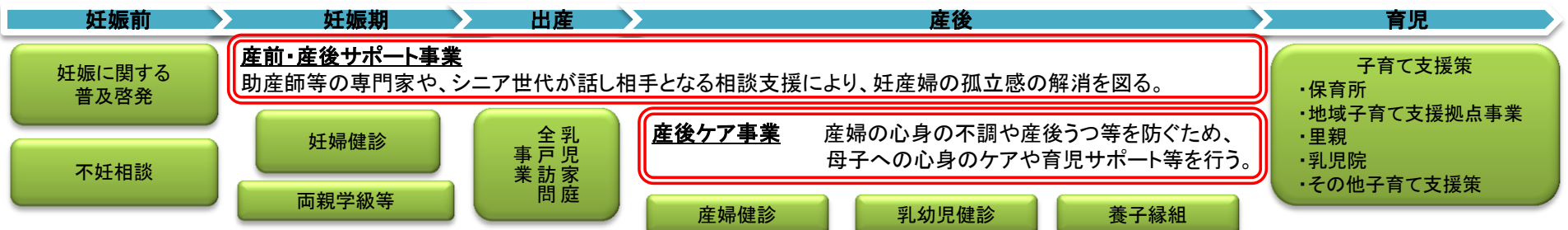
利用者支援事業 実施主体：市町村、負担割合：国1/3、都道府県1/3、市町村1/3 ※内閣府予算に計上
(子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を実施する事業)

子育て世代包括支援センター

- ①妊産婦等の支援に必要な実情の把握 ③保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整
- ②妊娠・出産・育児に関する相談、必要な情報提供・助言・保健指導 ④支援プランの策定

子育て世代包括支援センター開設準備事業
子育て世代包括支援センターの立ち上げを支援し、同センターの設置促進を図る。

【妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施】



産婦健康診査事業

平成29年度予算:3.5億円 → 平成30年度予算案:10.7億円
(支給対象件数:70,153件) (支給対象件数:214,554件)

要旨

産後うつや新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査(母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等)の重要性が指摘されている。

このため、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。(平成29年度創設)

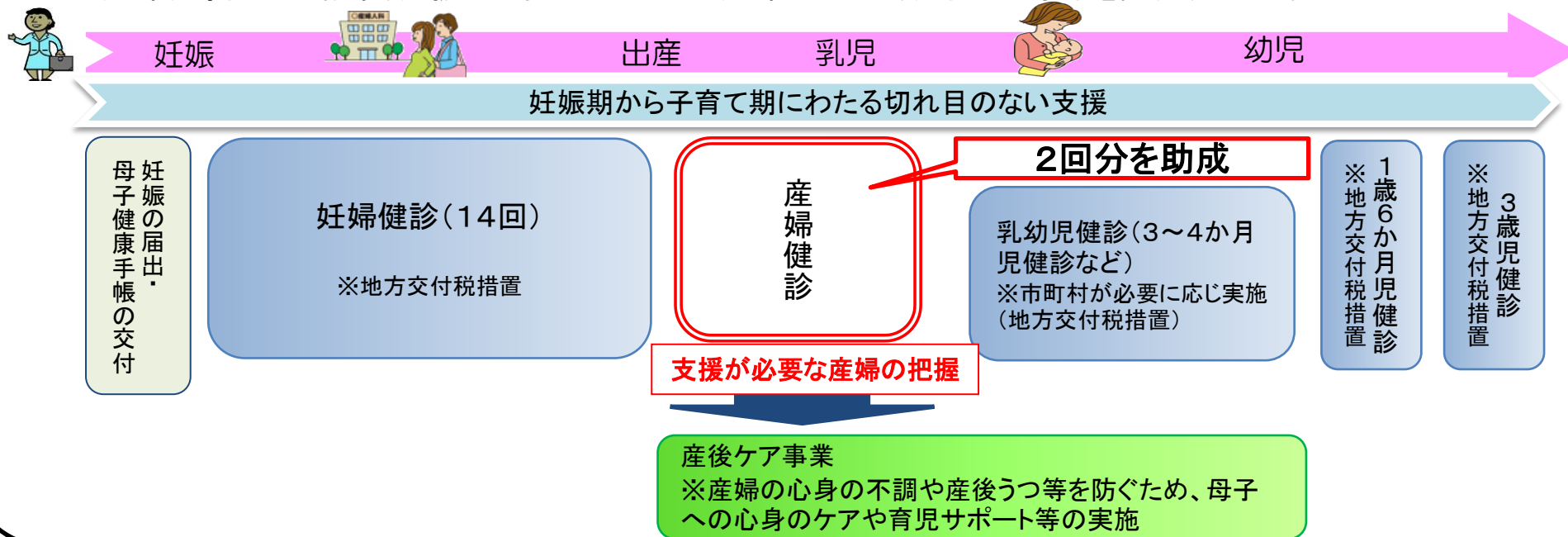
事業内容

○地域における全ての産婦を対象に、産婦健康診査2回分に係る費用について助成を行う。

(実施主体:市町村、補助率:1/2、基準額:1回当たり5,000円)

※事業の実施に当たっては以下の3点を要件とする。

- (1)産婦健康診査において、母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等を実施すること。
- (2)産婦健康診査の結果が健診実施機関から市区町村へ速やかに報告されるよう体制を整備すること。
- (3)産婦健康診査の結果、支援が必要と判断される産婦に対して、産後ケア事業を実施すること。



児童相談所及び市町村の体制強化

現状・課題

- 児童相談所の体制強化を図る観点から、平成28年改正児童福祉法により、専門職の配置、児童福祉司等の研修義務化、弁護士等の配置等が規定された。
- このため、各児童相談所において、体制・専門性の強化が着実に進められるよう財政支援を行う必要がある。

- 平成28年改正児童福祉法に規定された、市区町村子ども家庭総合支援拠点（以下「支援拠点」という）の設置促進に向け、市町村に対する財政支援を行う必要がある。

対応方針

以下の事業に係る補助を行う。

(1) 児童相談所の体制強化

<研修の充実>

- 児童相談所の職員等への研修に係る費用への補助
 - ・ 研修等（児童福祉司任用前講習会、児童福祉司任用後研修、要保護児童対策調整機関調整担当者研修）に係る補助基準額の引き上げ **《拡充》**とともに、SV研修等を実施できるよう補助を創設 **《新規》**
- 司法に関する対応が必要となる事例について調整を行う弁護士の配置

<一時保護所の機能の充実・強化>

- 実務経験者である教員OBや警察官OB等の一時保護対応協力員の配置
 - ・ 一時保護所において学習支援その他学習面全般の調整を行うことができる体制を整えた場合に補助基準額を引き上げ **《新規》**
- 児童虐待の通告を受けた際に安全確認等を行う者の配置や、夜間休日を問わずいつでも相談に応じるための対応協力員の配置

<その他>

- 未成年後見人支援事業
 - ・ 未成年後見人から適切な支援を受けられるよう、児童相談所長以外からの請求に基づき選任された未成年後見人も、報酬等の補助対象とする **《拡充》**

(2) 市町村の体制強化

<支援拠点の設置促進>

- 支援拠点を運営する費用及び施設の修繕等
- 児童虐待の通告を受けた際に安全確認等を行う者の配置
- 専門知識を有するスーパーバイザーの配置

<要保護児童対策地域協議会の機能強化>

- 要保護児童対策調整機関の調整担当者が研修を受講する間の代替職員の配置
- 調整機関職員や関係機関職員に支援内容のアドバイスを行う虐待対応強化支援員又は心理担当職員の配置 等

中核市・特別区等における児童相談所設置に必要な支援の実施

現 状

- ・平成28年改正児童福祉法附則において、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、国は設置に係る支援その他の必要な措置を講ずることとされている。

対応方針

児童相談所の設置を目指す中核市・特別区に対し、以下の費用への補助を行う。

財政面における支援

◆人材確保・育成支援

- ①市区における事務量の増加に対応するための補助職員の配置
- ②市区における研修専任コーディネーターの配置
- ③市区の職員が、都道府県等の児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置
- ④都道府県等職員（SV等）を市区へ派遣した場合の代替職員（都道府県等）の配置（都道府県等に対する補助） **《新規》**

◆施設整備への支援（一時保護所）

- ①一時保護所の創設
- ②個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるような場合について①に加算 **《新規》**

制度・運用面における支援

◆人材確保・育成支援

- ①各都道府県等に対し、中核市や特別区への人材派遣を含めた児童相談所設置自治体の拡大に向けた協力依頼を実施
- ②児童福祉司等の義務化された研修のカリキュラム等の作成
- ③児童福祉司の任用資格要件を見直し、資格取得に必要な実務経験の対象に市町村等における児童家庭相談業務を追加

◆手続き面の整理

- ①児童相談所の設置準備から開設までに必要な事項をまとめたマニュアルの作成
- ②児童相談所設置市の政令指定の仕組みの提示

平成30年度予算（案）における「新しい社会的養育ビジョン」への対応

項目	充実内容
里親支援	里親支援事業について、「新規里親委託件数」に応じた加算を設定するとともに、親子関係再構築に向けた実親との面会交流支援を追加 ＜児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数＞
	乳児院等における里親支援の促進を図るため、里親支援に積極的に取り組む施設に対し児童入所施設措置費等の運用改善 ＜児童入所施設措置費等：1,266億円の内数＞
永続的解決	民間養子縁組あっせん機関と関係機関との連携体制を構築し、子どもとの事前のマッチングや養子縁組後の相談・援助、養親同士の交流の場の提供など、養親希望者等の負担軽減に向けたモデル的な取組を行う民間養子縁組あっせん機関に対する助成や、職員の人材育成を進めるための研修受講費用を助成 ＜児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数＞
	民間養子縁組あっせん機関での人材育成を進めるため、民間養子縁組あっせん機関の職員等が受講する研修事業を創設 ＜特別養子縁組民間あっせん機関職員研修事業：0.2億円＞
	里親制度等広報啓発事業について、「特別養子縁組制度」の広報啓発費用を追加
一時保護改革	乳児院等における一時保護の受入体制の強化を図るため、一時保護委託を積極的に受け入れる施設に対し児童入所施設措置費等の運用改善 ＜児童入所施設措置費等：1,266億円の内数＞
	一時保護所において学習支援その他学習面全般の調整を行うことができる体制を整えた場合の補助の充実 ＜児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数＞
	一時保護された子どもに対し、子どもの生活用品を初日から配布できるよう、一般生活費の支弁方法を見直し ＜児童入所施設措置費等：1,266億円の内数＞
	一時保護の地域分散化を推進するため、これまでの一時保護専用施設の敷地内要件を緩和し、敷地外に設置した場合も加算対象に追加 ＜児童入所施設措置費等：1,266億円の内数＞
	一時保護委託を受けた施設又は里親が子どもの通学時に送迎を行った場合の加算を創設 ＜児童入所施設措置費等：1,266億円の内数＞
中核市・特別区の児童相談所設置	都道府県等から中核市・特別区へ職員（SV等）を派遣する際の代替職員の配置に要する費用の補助を創設 ＜児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数＞
	中核市・特別区が個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるような一時保護所を整備する場合の補助の加算を創設 ＜次世代育成支援対策施設整備交付金：71億円の内数＞
子どもの権利擁護	未成年後見人支援事業について、児童相談所長以外の者が選任の請求を行った未成年後見人を補助対象に追加 ＜児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数＞

家庭と同様の環境における養育の推進

里親支援事業の拡充

- 里親委託の更なる推進に向けて、
 - ・ 「新規里親委託件数」に応じて加算
 - ・ 実親との面会交流支援を追加

- ・ 児童虐待・DV対策等総合支援事業159億円の内数
- ・ 児童入所施設措置費等1,266億円の内数
- ・ 特別養子縁組民間あっせん機関職員研修事業19百万円
- ・ 里親制度等広報啓発事業60百万円

乳児院等における里親支援の取組促進

- 入所児童を里親に委託する際のマッチングの実施や、委託後のアフターケアの実施など、積極的な里親支援を行う体制構築のため、児童入所施設措置費等の運用改善

特別養子縁組制度の推進

- 関係機関との連携体制を構築し、養親希望者等の負担軽減に向けたモデル的な取組を行う民間あっせん機関への支援及び人材育成のための研修の実施、制度の周知広報を実施



ファミリーホームの設置促進

- 家庭養育を推進するため、ファミリーホームにおいて安定的な運営が図られるよう事務費の単価区分を見直し

レスパイトケアの活用促進

- 経験の浅い里親等の育児不安や育児疲れ、医療的ケアの必要な子どもの看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減を図るためのレスパイトケアの利用手続きを簡素化し活用を促進

家庭と同様の環境における養育が困難な場合は、「できる限り良好な家庭的環境」で養育

施設の小規模化・地域分散化等

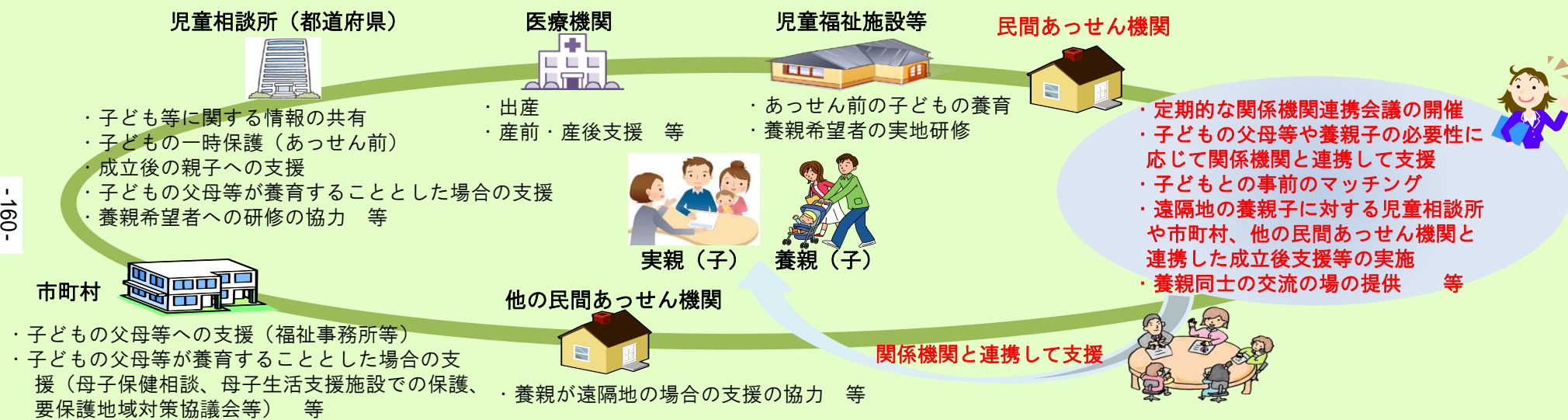
- 児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化の更なる推進を図るため、小規模グループケアの設置か所数の制限を廃止
- 児童養護施設等に対し、施設整備費や既存の建物を活用して地域小規模児童養護施設等を運営する場合の賃借料に対する助成等を行い、施設の小規模化・地域分散化等の取組を着実に実施

特別養子縁組制度の推進

- ・ 児童虐待・DV対策等総合支援事業159億円の内数
- ・ 里親制度等広報啓発事業60百万円
- ・ 特別養子縁組民間あっせん機関職員研修事業19百万円

民間あっせん機関の業務の質の確保を図るための助成事業の創設

- 関係機関との連携体制を構築し、子どもとの事前のマッチングや養子縁組後の相談・援助、養親同士の交流の場の提供など、養親希望者等の負担軽減に向けたモデル的な取組を行う民間あっせん機関に対する助成や、職員の人材育成を進めるための研修受講費用の助成を行う事業を創設する。（児童虐待・DV対策等総合支援事業）



民間あっせん機関職員等に対する研修の実施

- 民間あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養親希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、民間あっせん機関の職員等が受講する研修事業を創設する。（特別養子縁組民間あっせん機関職員研修事業）

広報啓発

- 特別養子縁組制度の普及促進のため、様々な広告媒体を活用して広報啓発を行うことにより、制度の社会的認知度を高める。（里親制度等広報啓発事業）